

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4188612号
(P4188612)

(45) 発行日 平成20年11月26日(2008.11.26)

(24) 登録日 平成20年9月19日(2008.9.19)

(51) Int. Cl. F I
B 6 5 D 27/00 (2006.01) B 6 5 D 27/00 J
B 6 5 D 27/04 (2006.01) B 6 5 D 27/04 B

請求項の数 9 (全 16 頁)

(21) 出願番号	特願2002-67512 (P2002-67512)	(73) 特許権者	596098966
(22) 出願日	平成14年3月12日 (2002.3.12)		株式会社電通テック
(65) 公開番号	特開2003-267392 (P2003-267392A)		東京都中央区築地一丁目11番10号
(43) 公開日	平成15年9月25日 (2003.9.25)	(74) 代理人	100083806
審査請求日	平成17年3月2日 (2005.3.2)		弁理士 三好 秀和
		(74) 代理人	100100712
			弁理士 岩▲崎▼ 幸邦
		(74) 代理人	100100929
			弁理士 川又 澄雄
		(74) 代理人	100095500
			弁理士 伊藤 正和
		(74) 代理人	100101247
			弁理士 高橋 俊一
		(74) 代理人	100098327
			弁理士 高松 俊雄

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 封筒

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

内容物を封緘して宛先人に送る封筒であって、
前記内容物が封入される袋部と、
前記袋部を覆うカバー部とを備え、
前記袋部は、前記一部又は全部が透明部材で形成されており、前記内容物を封入する開口部が形成されており、

前記袋部は、
前記開口部を接着する開口接着部と、
前記内容物を識別する識別子が前記内容物に対応して記入される識別子記入部とを有し

10

前記カバー部は、
宛先が記入される宛先記入部を有し、
前記宛先記入部が設けられた面に対する反対面には、前記袋部及び前記識別子記入部が配置され、
前記カバー部の一部が折り返されることによって、前記宛先記入部と、前記袋部と、前記識別子記入部とが同一面に配置される封筒。

【請求項2】

前記開口接着部は、接着された後に開封されると、前記袋部側表面に開封済みである旨の文字、記号又は図形のうちいずれか一つ以上を含む印字が転写される接着部材で接着さ

20

れていることを特徴とする請求項 1 に記載の封筒。

【請求項 3】

前記開口接着部は、貼付される接着テープにより接着されることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の封筒。

【請求項 4】

前記宛先記入部に対応する位置に配置され、前記宛先人の宛先を記入する宛先控え記入部を更に備え、

前記宛先控え記入部に記入された前記宛先は、対応する前記宛先記入部に転写可能であることを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載の封筒。

【請求項 5】

前記袋部を複数有する請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載の封筒。

【請求項 6】

前記宛先人に対するコメントを記入するコメント記入部と、

前記コメント記入部に対応する位置に配置され、前記宛先人に対するコメントを記入するコメント控え記入部を更に備える請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の封筒。

【請求項 7】

前記封筒の表面を形成するカバー部と、

前記封筒の裏面を形成するカバー裏部とを有し、

前記カバー部と、前記袋部と、前記カバー裏部とは、それぞれ別の用紙で形成されており、上から順に重ねて配置される請求項 1 に記載の封筒。

【請求項 8】

前記袋部は、コメント記入部が設けられた第 1 の面と、

前記透明部材で形成され、前記内容物を封入する封入部が設けられた第 2 の面とを有し

前記第 1 の面と前記第 2 の面とは隣接しており、

前記第 1 の面が前記カバー部の下に配置された状態で、前記第 2 の面と、前記宛先記入部と、前記識別子記入部とが同一面に配置される請求項 7 に記載の封筒。

【請求項 9】

前記袋部の前記第 2 の面は、前記第 1 の面の上に折り返された状態で、前記カバー部と前記カバー裏部との間に内包される請求項 8 に記載の封筒。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、内容物を封緘して宛先人に送る封筒に関する。

【0002】

【従来の技術】

企業が顧客に対して行うサービスの一つに、コンサートチケット、割引クーポン等の内容物の送達が挙げられる。例えば、コンサートや演劇のチケットを扱う会社は顧客から予約されたチケットを、ホテルや旅館などは販売促進のための割引クーポンを送達する。又、抽選に対する応募の当選商品として、これらの内容物を送達する場合もある。

【0003】

従来は、これらの内容物を確実に顧客に送達するために、封筒等に内容物を封入し、その封筒を書留郵便にしたり、小包を宅配で送達したり等の方法が取られてきた。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

しかし、上述した従来の封筒を使った送達方法においては、その封筒が顧客に送達された際、その封筒の中に内容物が正しく入っているかどうかは、顧客等の宛先人がその封筒を受け取り、開封しない限りは明らかではない。

【0005】

この結果、顧客が内容物が封入されていないと申し出た場合、その原因を突き止めること

10

20

30

40

50

が出来なかった。従って、この様な場合には、同様の内容物を再び顧客に送達して対処しなければならなかった。

【0006】

中には、これを悪意に利用する顧客もあり、その宛先人が既に内容物が届いているにも関わらず内容物が封入されていないと申し出た場合、差出人はその真偽を確認する手段がなく、二重に内容物を送達せざるを得ないことがあった。

【0007】

一方、内容物を証明する方法として、内容証明郵便を挙げる事が出来る。内容証明郵便とは、どのような内容の文書を何時差出したかを郵政省に証明してもらう郵便である。内容証明郵便は、その性質上、文書の送達に適しているが、コンサートチケット、割引クーポン等の内容物の送達には適用することは出来ない。

10

【0008】

又、封筒の表面或いは裏面の一部が透明部材で形成された封筒もある。この封筒を利用した場合、差出人は正しい内容物を宛先人に送達したことが分かる。しかしこの場合、宛先人が開封し、その内容物を取り出した後においては、差出人は、内容物が封入されていたか否かを証明することは出来ない。

【0009】

本発明は、差出人が正しい内容物を確実に宛先人に送達したことを証明できる封筒を提供することを目的とする。

【0010】

20

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため、本発明の第1の特徴は、内容物を封緘して宛先人に送る封筒に関する。即ち、本発明の第1の特徴に関する封筒は、一部又は全部が透明部材で形成され、開口部から内容物が封入される袋部と、開口部を接着し開口部を塞ぎ内容物を袋部内に封入する開口接着部と、透明部材が内包されるように袋部を覆うことにより封筒を形成するカバー部と、形成された封筒の表部に設けられた宛先記入部とを備える。

【0011】

ここで「内容物」とは、差出人が宛先人に送達する一番の目的とするものである。具体的には、コンサートチケット、割引クーポン等のチケットであっても良いし、携帯電話ストラップ等のノベルティグッズでも良い。

30

【0012】

これにより、一部が透明部材で形成された袋部に内容物を封入することにより、封入後に正しい内容物が封入されたことを知ることが出来る。即ち、内容物をカバー部によって覆うことにより、封筒の郵送の段階で第三者に内容物を知られることはない。更に差出人は、袋部を覆うカバー部を開封し、開口接着部を開封することなく、透明部材を通して内容物を確認することが出来る。従って、宛先人が開封し、その内容物を取り出したことを証明することが出来るので、悪意を持った宛先人が、既に内容物が届いているにも関わらず、内容物が封入されていないと申し出ることを未然に防ぐことが出来る。

【0013】

ここで、開口接着部は、開封すると、袋部側表面が剥離される付着力の強い接着部材で接着されているのが好ましい。又、開口接着部は、開封すると、袋部に開封済みである旨の文字、記号又は図形のうちいずれか一つ以上を含む印字が転写される接着部材で接着されているのが好ましい。これにより、開口接着部が一度開封された場合、再び接着するのが非常に困難になる。又、開口接着部は、接着テープ等により、開口部を塞いでも構わない。

40

【0014】

又、封筒を形成する前の状態において、宛先記入部は、カバー部或いは宛先記入部を切り離すことなく、透明部材と隣接するように配置可能で、宛先記入部と透明部材を一覧できるのが好ましい。これにより、袋部に内容物を封入後、宛先記入部と透明部材を一覧した状態で、スキャナやコピー機などで複写し、差出人がその複写を保存することにより、差

50

出人は内容物を確認することが出来る。

【0015】

更に、宛先記入部に対応する位置に配置され、宛先人の宛先を記入する宛先控え記入部を更に備えても良い。この場合、宛先控え記入部に記入された宛先は、対応する宛先記入部に転写可能であることが好ましい。このような、差出人が宛先の控えを保存することにより、差出人が正しい宛先を記載したことを確認することが出来る。

【0016】

更に、宛先控え記入部は、封筒を形成する前の状態において、透明部材と隣接するように配置可能で、宛先控え記入部と透明部材を一覧できるのが好ましい。袋部に透明部材を封入後、宛先控え記入部と透明部材を一覧した状態で、スキャナやコピー機などで複写し、

10

【0017】

更に、袋部は、内容物を識別する識別子を内容物に対応して記入する識別子記入部を更に備えても良い。ここで識別子とは、例えばコンサートチケットの座席番号、割引クーポンに付与された通し番号等のことで、内容物を識別することのできる文字、記号等のことである。これにより、内容物を明確に特定することが出来る。

【0018】

更に、袋部を複数作成し、内容物を袋部に各々投入しても良い。これにより、一つの宛先に複数の内容物を同時に送達することが出来る。

【0019】

更に、宛先人に対するコメントを記入するコメント記入部と、コメント記入部に対応する位置に配置され、宛先人に対するコメントを記入するコメント控え記入部を更に備えても良い。この場合、コメント控え記入部に記入されたコメントは、対応するコメント記入部に転写可能であることが好ましい。

20

【0020】

更に、袋部は、カバー部に比して大きい場合、カバー部に内包されるように、折り畳み可能であるのが好ましい。これにより、封筒の大きさを考慮せず、内容物を送達することが出来る。

【0021】

更に、袋部、カバー部及び宛先記入部のうち少なくとも一つ以上のそれぞれの一端に接着部を備え、接着部によって綴じられているのが好ましい。これにより、差出人が封筒に内容物を封入する作業を行うのを容易にすることが出来る。

30

【0022】

本発明の第2の特徴は、封筒を使って、内容物を封緘して宛先人に送る送達方法に関する。即ち、本発明の第2の特徴に関する送達方法は、封筒が形成された際に該封筒の表部に位置する宛先記入部に宛先を記入するステップと、一部又は全部が透明部材で形成された袋部に、開口部から内容物を封入するステップと、開口部を接着し開口部を塞ぐ開口接着部を接着するステップと、封筒のカバー部によって、透明部材が内包されるように袋部を覆い、封筒を形成するステップとを備える

これにより、一部が透明部材で形成された袋部に内容物を封入することにより、封入後に正しい内容物が封入されたことを知ることが出来る。即ち、内容物をカバー部によって覆うことにより、封筒の郵送の段階で第三者に内容物を知られることはない。更に差出人は、袋部を覆うカバー部を開封し、開口接着部を開封することなく、透明部材を通して内容物を確認することが出来る。従って、宛先人が開封し、その内容物を取り出したことを証明することが出来るので、悪意を持った宛先人が、既に内容物が届いているにも関わらず、内容物が封入されていないと申し出ることを未然に防ぐことが出来る。

40

【0023】

又、封筒を形成する前の状態において、カバー部或いは宛先記入部を切り離すことなく、宛先記入部を、透明部材と隣接するように配置させ、宛先記入部と透明部材を一覧した状態で複写するステップを備えても良い。

50

【 0 0 2 4 】

更に、封筒の宛先記入部に対応する位置に配置された宛先控え記入部に、記入された宛先を、対応する宛先記入部に転写するステップを備えても良い。

【 0 0 2 5 】

更に、宛先控え記入部は、封筒を形成する前の状態において、袋部と隣接するように配置させ、宛先控え記入部と袋部を一覧した状態で複写するステップを備えても良い。

【 0 0 2 6 】

更に、袋部に備えられた識別子記入部に、内容物を識別する識別子を内容物に対応して記入するステップを備えても良い。

【 0 0 2 7 】

更に、袋部を複数作成し、内容物を袋部に各々投入しても良い。

【 0 0 2 8 】

更に、封筒の対応する位置に配置され、宛先人に対するコメントを記入するコメント記入部に、コメント記入部に対応する位置に配置されたコメント控え記入部に記入されたコメントが転写されるステップを備えても良い。

【 0 0 2 9 】

更に、袋部がカバー部に比して大きい場合、カバー部に内包されるように、袋部を折り畳んで封入するステップを備えても良い。

【 0 0 3 0 】

更に、袋部、カバー部及び宛先記入部のうち少なくとも一つ以上のそれぞれの一端に接着部を備え、接着部によって綴じられていても良い。

【 0 0 3 1 】

【 発明の実施の形態 】

次に、図面を参照して、本発明の実施の形態を説明する。以下の図面の記載において、同一又は類似の部分には同一又は類似の符号を付している。

【 0 0 3 2 】

本発明の実施の形態においては、宛先人に送達する内容物がチケットの場合について説明する。

【 0 0 3 3 】

(第 1 の実施の形態)

本発明の第 1 の実施の形態に係る封筒 1 を図 1 に示す。

【 0 0 3 4 】

第 1 の実施の形態に係る封筒 1 は、図 1 (a) に示すように、一部又は全部が透明部材で形成され、開口部 7 からチケットが封入される袋部 3 と、開口部 7 を接着し開口部 7 を塞ぎ内容物を袋部 3 内に封入する開口接着部 4 と、透明部材が内包されるように袋部を覆うことにより封筒 1 を形成するカバー部 2 を備える。ここで透明部材とは、袋部 3 内に封入されたチケットを透過できる部材である。具体的には、透明或いは半透明のフィルム、プラスチック、或いは目の細かい網等のことである。又、開口接着部 4 を接着する接着部材は、例えば両面テープである。接着前は、両面テープに被服シールが貼られており、被服シールを剥がすことにより、開口接着部 4 を接着する。

【 0 0 3 5 】

ここで、開口部 7 は付着力の強い接着部材で接着されている。従って、開口部 7 を開封すると、袋部 3 側表面が剥離され、宛先人がチケットを取り出したことが分かる。或いは、袋部に開封済みである旨の文字、記号又は図形等の印字が転写される接着部材で接着されても良い。具体的には、「開封済み」と記載が残るテープ等で接着を行う。

【 0 0 3 6 】

図 1 (b) は、図 1 (a) を裏面から見た図である。カバー部 2 の裏面には、宛先を記入する宛先記入部 5 が設けられている。図面では、カバー部 2 の裏面に宛先記入部 5 を設けたが、袋部 3 の裏面に宛先記入部 5 を設けても良い。

【 0 0 3 7 】

10

20

30

40

50

本実施形態に係る封筒 1 は、袋部 3 とカバー部 2 は、同一紙面上に形成されている。図 1 (c) に示すように、袋部 3 とカバー部 2 の間に設けられた折り返し線 A - A' に沿って折り畳むことにより、袋部 3 を内包した封筒 1 を形成することが出来る。

【0038】

ここで袋部 3 とカバー部 2 は、同一紙面上に形成されていなくても良い。この場合、袋部 3 とカバー部 2 の端を貼り合わせるにより封筒 1 を形成する。

【0039】

封筒 1 は、糊、接着テープ、両面接着テープなどを用いて貼り合わせられ、形成される。

【0040】

第 1 の実施の形態において説明した封筒によれば、内容物を取り出したことを、宛先人以外の第三者が確認することが出来る。

10

【0041】

即ち、一部が透明部材で形成された袋部に内容物を封入することにより、封入後に正しい内容物が封入されたことを知ることが出来る。即ち、内容物をカバー部によって覆うことにより、封筒の郵送の段階で第三者に内容物を知られることはない。更に差出人は、袋部を覆うカバー部を開封し、開口接着部を開封することなく、透明部材を通して内容物を確認することが出来る。従って、宛先人が開封し、その内容物を取り出したことを証明することが出来るので、悪意を持った宛先人が、既に内容物が届いているにも関わらず、内容物が封入されていないと申し出ることを未然に防ぐことが出来る。

【0042】

20

(第 2 の実施の形態)

本発明の第 2 の実施の形態に係る封筒 8 を図 2 に示す。

【0043】

第 2 の実施の形態に係る封筒 8 は、図 2 (a) に示すように、少なくとも一部が透明部材で形成され、開口部 7 から内容物が封入される袋部 3、袋部 3 の開口部 7 を接着し開口部 7 を塞ぎチケットを袋部 3 内に封入する開口接着部 4 と、透明部材が内包されるように袋部 3 を覆うことにより封筒 8 を形成するカバー部 2、袋部 3 とカバー部 2 の間に設けられた余白部 6 を備える。

【0044】

図 2 (b) は、図 1 (a) を裏面から見た図である。カバー部 2 の裏面には、宛先を記入する宛先記入部 5 が設けられている。

30

【0045】

本実施形態に係る封筒 8 は、袋部 3、カバー部 2 及び余白部 6 は、同一紙面上に形成されている。図 2 (c) に示すように、袋部 3 と余白部 6 の間に設けられた折り返し線 C - C' に沿って折り畳むことによって、宛先記入部 5 は、袋部 3 の透明部材と隣接するように配置可能で、宛先記入部 5 と袋部 3 の透明部材を一覧できる。更に、カバー部 2 及び余白部 6 の間に設けられた折り返し線 B - B' に沿って折り畳むことにより、袋部 3 を内包した封筒 8 を形成することが出来る。

【0046】

図 3 は、第 2 の実施の形態に係る封筒 8 を用いた送達方法を説明するフローチャートである。

40

【0047】

まず、ステップ S 1 0 1 において、宛先記入部 5 にチケットの宛先人の郵便番号、住所、名前、代理人名等を記入する。

【0048】

次に、ステップ S 1 0 2 において、袋部 3 にチケットを封入する。このとき、袋部 3 の透明部材からチケットを確認できるように封入するのが好ましい。

【0049】

更に、ステップ S 1 0 3 において、チケットが飛び出ないように、開口接着部 4 に設けられた両面テープの被服シールを剥がして接着し、開口部 7 を塞ぐ。

50

【 0 0 5 0 】

更に、ステップ S 1 0 4 において、袋部 3 と余白部 6 の間に設けられた折り返し線 C - C ' に沿って折り畳み、宛先記入部 5 と袋部 3 を一覽した状態で、複写する。複写する場合には、スキャナを用いて読み取り、電子媒体に保存しても良いし、コピー機を用いて読み取り、紙媒体に保存しても良い。

【 0 0 5 1 】

最後に、ステップ S 1 0 5 において、カバー部 2 及び余白部 6 の間に設けられた折り返し線 B - B ' に沿って折り畳むことにより、袋部 3 を内包し、ステップ S 1 0 6 において、ステップ S 1 0 5 において折り畳まれた封筒 8 の開口部 7 を接着することにより、封筒 8 を形成する。

10

【 0 0 5 2 】

第 2 の実施の形態に係る封筒及び送達方法によれば、宛先記入部 5 と袋部 3 を一覽した状態で複写し、保存するため、宛先人が、チケットが入っていなかったと申し出てきた場合、チケットが入ったものを送達したか否かを差出人が確認することが出来る。

【 0 0 5 3 】

更に、宛先人が、チケットが封入されていなかったと申し出た場合、宛先人に届いた封筒と、差出人が保存した複写とを照合することにより、チケットが入ったものを送達したか否かを差出人が確認することが出来る。

【 0 0 5 4 】

(第 2 の実施の形態の変形例)

第 2 の実施の形態の変形例に係る封筒 9 は、第 1 の実施の形態に係る封筒 9 の宛先記入部 5 の設ける位置を変更しており、図 4 に示す。

20

【 0 0 5 5 】

具体的には、図 4 (a) に示すように、第 1 の実施の形態に係る封筒 9 を示した図 1 (a) と同様である。

【 0 0 5 6 】

図 4 (b) は、図 4 (a) を裏面から見た図である。同図に示す様に、宛先記入部 5 は、カバー部 2 の外側に設けられており、カバー部 2 の内側には余白が設けられている点が第 1 の実施の形態に係る封筒 9 と異なる。

【 0 0 5 7 】

本変形例に係る封筒 9 は、図 4 (c) に示すように、カバー部 2 の宛先記入部 5 と余白部 6 の間に設けられた折り返し線 E - E ' に沿って折り畳むことにより、宛先記入部 5 と袋部 3 を一覽することが出来る。

30

【 0 0 5 8 】

第 2 の実施の形態の変形例によれば、第 2 の実施の形態と同様に、宛先記入部 5 と袋部 3 を一覽した状態で複写し、保存するため、宛先人が、チケットが入っていなかったと申し出てきた場合、チケットが入ったものを送達したか否かを差出人が確認することが出来る。

【 0 0 5 9 】

(第 3 の実施の形態)

本発明の第 3 の実施の形態に係る封筒 1 0 を、図 5 乃至図 8 を用いて説明する。

40

【 0 0 6 0 】

第 3 の実施の形態に係る封筒 1 0 は、差出人の控えとなる控え部 1 1、封筒 1 0 の表面となるカバー部 1 2、チケットを封緘する封緘部 2 4、封筒 1 0 の裏面となるカバー裏部 1 3 を備える。控え部 1 1、カバー部 1 2、封緘部 2 4 及びカバー裏部 1 3 は、それぞれ別の用紙で形成され、上から順に重なっている。更に、一端に接着部を備え、この接着部によって綴じられている。図では、ミシン線 I - I ' に沿った内側に接着部が設けられており、綴じられている。

【 0 0 6 1 】

それぞれの両端には、第 1 及び第 2 のリング部 2 5 a 及び 2 5 b が設けられている。第 1

50

及び第2のリング部25a及び25bは、例えば封筒10をコンピュータ等を用いて宛先を記入する場合、プリンタ等に投入し紙送りを可能にするものである。これらの第1及び第2のリング部25a及び25bは、ミシン線「I-I'」及び「J-J'」によって切り落とすことが出来る。

【0062】

まず、図5を用いて控え部11を説明する。控え部11には、宛先控え記入部17及びコメント控え記入部18、差出人控え記入部19が重ならないように配置されている。

【0063】

宛先控え記入部17は、宛先人の郵便番号、住所、氏名、代理人名等を記入する。コメント控え記入部18は、宛先人に対するコメントを記入する。例えば、「おめでとうございます」
10、「チケットが2枚当選しました」など、チケットを送付する際の挨拶文等を記入する。差出人控え記入部19は、差出人の名前を記入する。

【0064】

図6を用いてカバー部12を説明する。図6は、図5において控え部11を外した封筒10の図である。

【0065】

カバー部12には、控え部11の宛先控え記入部17に対応する位置に宛先記入部20が、更に差出人控え記入部19に対応する位置に差出人記入部21が設けられている。宛先記入部20及び差出人記入部21には、カーボン加工等が施されている。従って、控え部11の宛先控え記入部17及び差出人控え記入部19に記入した文字が、対応する宛先記入部20及び差出人記入部に転写される。
20

【0066】

ここで、同一の差出人が大量の宛先人に送達する場合、差出人記入部21には、予め差出人名が印刷されていても良い。

【0067】

図7を用いて封緘部24を説明する。図7は、図6においてカバー部12を外した封筒10の図である。

【0068】

封緘部24には、コメント記入部22、第1の袋部14a、第2の袋部14b、第3の袋部14cが備えられている。コメント記入部22には、カーボン加工等が施されている。
30従って、控え部11のコメント控え記入部18に記入した文字が、対応するコメント記入部22に転写される。

【0069】

第1の袋部14aは、少なくとも一部が透明部材で形成され、第1の開口部27aからチケットが封入される。第1の袋部14aの第1の開口部27aには、第1の開口部27aを接着し第1の開口部27aを塞ぎチケットを袋部14a内に封入する第1の開口接着部16aを備えている。開口接着部4を接着する接着部材は、例えば両面テープである。接着前は、両面テープに被服シールが貼られており、被服シールを剥がすことにより、開口接着部4を接着する。又、第1の開口部27aに接着テープを貼付ることにより、開口接着部4を接着しても良い。
40

【0070】

ここで、第1の開口部27aは付着力の強い接着部材で接着されていても良い。従って、第1の開口部27aを開封すると、袋部3側表面が剥離され、宛先人がチケットを取り出したことが分かる。或いは、袋部3に開封済みである旨の文字、記号又は図形等の印字が転写される接着部材で接着されても良い。具体的には、「開封済み」と記載が残るテープ等で接着をする。

【0071】

更に、第1の袋部14aに対応して、第1の袋部14aに封入されたチケットの識別子である座席番号等を記入する第1の識別子記入部15aを備えている。第1の袋部14aに複数のチケットを封入する場合、第1の識別子記入部15aには、複数の識別子を記入し
50

ても良い。

【 0 0 7 2 】

第 2 の袋部 1 4 b 及び第 3 の袋部 1 4 c は、第 1 の袋部 1 4 a と同様の構成を備える。

【 0 0 7 3 】

封緘部 2 4 は、コメント記入部 2 2 と第 1 の袋部 1 4 a の間に折り返し線 F - F ' が、第 1 の袋部 1 4 a と第 2 の袋部 1 4 b 間に折り返し線 G - G ' が、第 2 の袋部 1 4 b 及び第 3 の袋部 1 4 c の間に折り返し線 H - H ' が設けられている。これらの折り返し線に沿って折り畳むことにより、封緘部 2 4 を封筒 1 0 に封入することが出来る。

【 0 0 7 4 】

図 8 を用いてカバー裏部 1 3 を説明する。図 8 は、図 7 において封緘部 2 4 を外し、カバー裏部 1 3 のみを示す図である。

10

【 0 0 7 5 】

カバー裏部 1 3 には、第 1 の封筒接着部 2 6 a、第 2 の封筒接着部 2 6 b、糊代部 2 3 が設けられている。カバー裏部 1 3 は、カバー部 1 2 と同じ大きさになるように、折り返し線 K - K ' が設けられている。糊代部 2 3 は、この折り返し線 K - K ' に沿って折り畳み、カバー部 1 2 と貼り合わせ、封筒 1 0 を形成する。封筒 1 0 の上部及び下部は、それぞれ第 1 の封筒接着部 2 6 a 及び第 2 の封筒接着部 2 6 b によって接着される。

【 0 0 7 6 】

第 1 の封筒接着部 2 6 a、第 2 の封筒接着部 2 6 b、糊代部 2 3 は、糊、接着テープ、両面テープ等を用いて接着可能である。両面テープを用いて接着する場合は、被服シールによって接着面をが保護されている。

20

【 0 0 7 7 】

糊代部 2 3 の、折り返し線 K - K ' と対向する片には、ミシン線 L - L ' が設けられており、適切な大きさの糊代部 2 3 を残して、余った部分を切り落とすことが出来る。

【 0 0 7 8 】

図 9 は、第 3 の実施の形態で説明した封筒 1 0 を用いた送達方法を説明するフローチャートである。

【 0 0 7 9 】

まず、ステップ S 2 0 1 において、第 1 の識別子記入部 1 5 a 乃至第 3 の識別子記入部 1 5 c に、第 1 の袋部 1 4 a 乃至第 3 の袋部 1 4 c に封入したチケットの識別子を記入する。

30

【 0 0 8 0 】

次に、ステップ S 2 0 2 において、控え部 1 1 に設けられた宛先控え記入部 1 7、コメント控え記入部 1 8 及び差出人控え記入部 1 9 に、宛先、コメント、差出人を記入すると、ステップ S 2 0 3 において、それぞれに対応する宛先記入部 2 0、コメント記入部 2 2、差出人記入部 2 1 に転写される。

【 0 0 8 1 】

更に、ステップ S 2 0 4 において、第 1 の袋部 1 4 a 乃至第 3 の袋部 1 4 c にチケットを封入する。このとき、第 1 の袋部 1 4 a 乃至第 3 の袋部 1 4 c の透明部材からチケットを確認できるように封入するのが好ましい。

40

【 0 0 8 2 】

更に、ステップ S 2 0 5 において、チケットが飛び出ないように、第 1 の開口接着部 1 6 a 乃至第 3 の開口接着部 1 6 c に設けられた両面テープの被服シールを剥がして接着し、第 1 の開口部 2 7 a 乃至第 3 の開口部 2 7 c を塞ぐ。

【 0 0 8 3 】

更に、ステップ S 2 0 6 において、図 1 0 に示すように、控え部 1 1、第 1 の袋部 1 4 a 乃至第 3 の袋部 1 4 c を一覧した状態で、複写する。この時、第 1 の識別子記入部 1 6 a 乃至第 3 の識別子記入部 1 6 c も一緒に複写されるのが好ましい。複写する場合には、スキャナを用いて読み取り、電子媒体に保存しても良いし、コピー機を用いて読み取り、紙媒体に保存しても良い。

50

【 0 0 8 4 】

次に、ステップ S 2 0 7 において、ミシン線 J - J ' を切断し、ステップ S 2 0 8 において、折り返し線 H - H '、G - G '、F - F ' に沿って封緘部 2 4 を折り畳む。

【 0 0 8 5 】

最後に、ステップ S 2 0 9 において、カバー裏部 1 3 のミシン線 L - L ' を切断し、ステップ S 2 1 0 において、封緘部 2 4 を内包し、第 1 の封筒接着部 2 6 a、第 2 の封筒接着部 2 6 b 及び糊代部 2 3 によってカバー部 1 2 とカバー裏部 1 3 を貼り合わせ、封筒 1 0 を形成する。

【 0 0 8 6 】

詳述すると、まず、図 1 1 に示すように、チケットを封入後、カバー部 1 2 及びカバー裏部 1 3 によって内包されるように、折り返し線 H - H '、G - G '、F - F ' に沿って封緘部 2 4 を折り畳む。図 1 2 は、封緘部 2 4 を折り畳み終わった状態を示す図である。図では、カバー部 1 2 は、折り返されている。

10

【 0 0 8 7 】

次に、図 1 3 に示すように、ミシン目 I - I '、J - J '、L - L ' に沿って切り落とし、糊代部 2 3 でカバー部 1 2 を貼り、綴じ合わせ、封筒 1 0 を形成する。

【 0 0 8 8 】

第 3 の実施の形態に係る封筒及び送達方法によれば、第 1 の開口接着部乃至第 3 の開口接着部が付着力の強い接着部材或いは開封したことが明示される接着部材によって接着され、内容物が封緘されている。従って、内容物を取り出すと内容物を取り出したことを、宛先人以外の第三者が確認することが出来る。

20

【 0 0 8 9 】

即ち、一部が透明部材で形成された袋部に内容物を封入することにより、封入後に正しい内容物が封入されたことを知ることが出来る。即ち、内容物をカバー部によって覆うことにより、封筒の郵送の段階で第三者に内容物を知られることはない。更に差出人は、袋部を覆うカバー部を開封し、開口接着部を開封することなく、透明部材を通して内容物を確認することが出来る。従って、宛先人が開封し、その内容物を取り出したことを証明することが出来るので、悪意を持った宛先人が、既に内容物が届いているにも関わらず、内容物が封入されていないと申し出ることを未然に防ぐことが出来る。

30

【 0 0 9 0 】

更に、控え部 1 1 と封緘部 2 4 を一覽した状態で複写し、保存するため、宛先人が、チケットが入っていなかったと申し出てきた場合、チケットが入ったものを送達したか否かを差出人が確認することが出来る。

【 0 0 9 1 】

更に、宛先人が、チケットが封入されていないと申し出た場合、宛先人に届いた封筒と、差出人が保存した複写とを照合することにより、チケットが入ったものを送達したか否かを差出人が確認することが出来る。

【 0 0 9 2 】

【 発明の効果 】

本発明によれば、差出人が正しい内容物を確実に宛先人に送達したことを証明することのできる封筒及び送達方法を提供することが出来る。

40

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】 第 1 の実施の形態に係る封筒を示す図である。

【 図 2 】 第 2 の実施の形態に係る封筒を示す図である。

【 図 3 】 第 2 の実施の形態に係る封筒を用いた送達方法を説明するフローチャートである。

【 図 4 】 第 2 の実施の形態の変形例に係る封筒を示す図である。

【 図 5 】 第 3 の実施の形態に係る封筒の控え部を説明する図である。

【 図 6 】 第 3 の実施の形態に係る封筒のカバー部を説明する図である。

【 図 7 】 第 3 の実施の形態に係る封筒の封緘部を説明する図である。

50

【図 8】第 3 の実施の形態に係る封筒のカバー裏部を説明する図である。

【図 9】第 3 の実施の形態に係る封筒を用いた送達方法を説明するフローチャートである。

。

【図 10】第 3 の実施の形態に係る封筒において、控え部と封緘部を一覧した状態で複写した図である。

【図 11】第 3 の実施の形態において、封筒を形成する過程を説明する図である。(その 1)

【図 12】第 3 の実施の形態において、封筒を形成する過程を説明する図である。(その 2)

【図 13】第 3 の実施の形態において、封筒を形成する過程を説明する図である。(その 3)

10

【符号の説明】

1、8、9、10 封筒

2、12 カバー部

3、14 a、14 b、14 c 袋部

4、16 a、16 b、16 c 開口接着部

5、20 宛先記入部

6 余白部

7、27 a、27 b、27 c 開口部

11 控え部

20

13 カバー裏部

15 a、15 b、15 c 識別子記入部

17 宛先控え記入部

18 コメント控え記入部

19 差出人控え記入部

21 差出人記入部

22 コメント記入部

23 糊代部

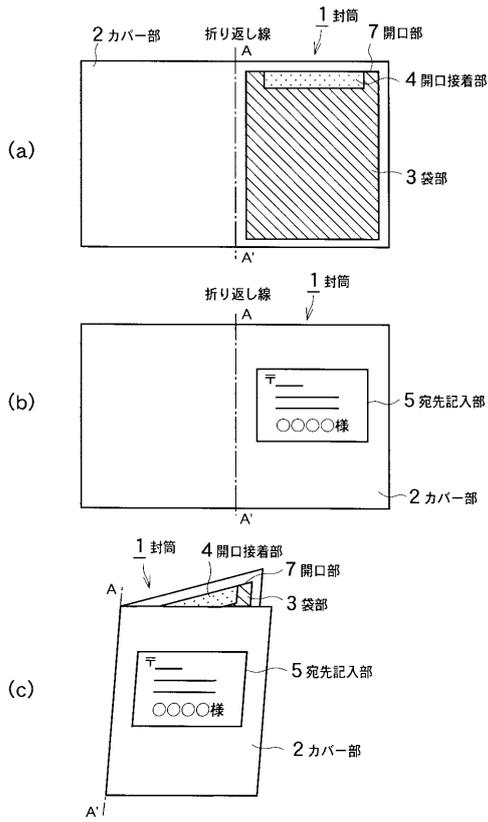
24 封緘部

25 a、25 b リング部

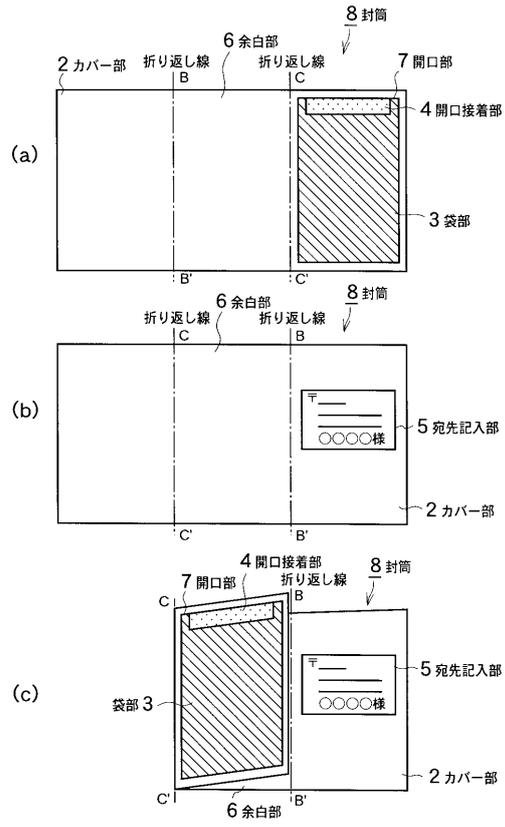
30

26 a、26 b 封筒接着部

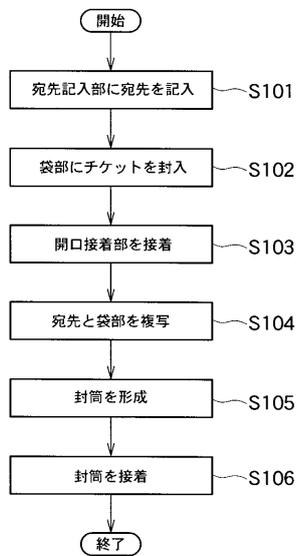
【図1】



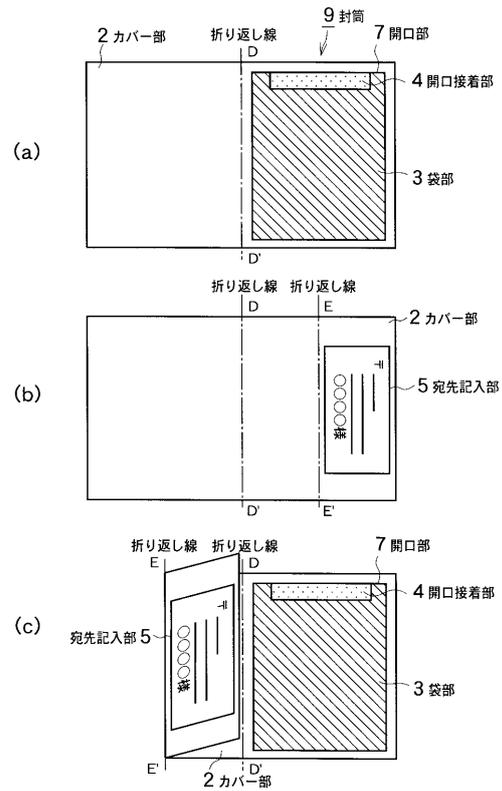
【図2】



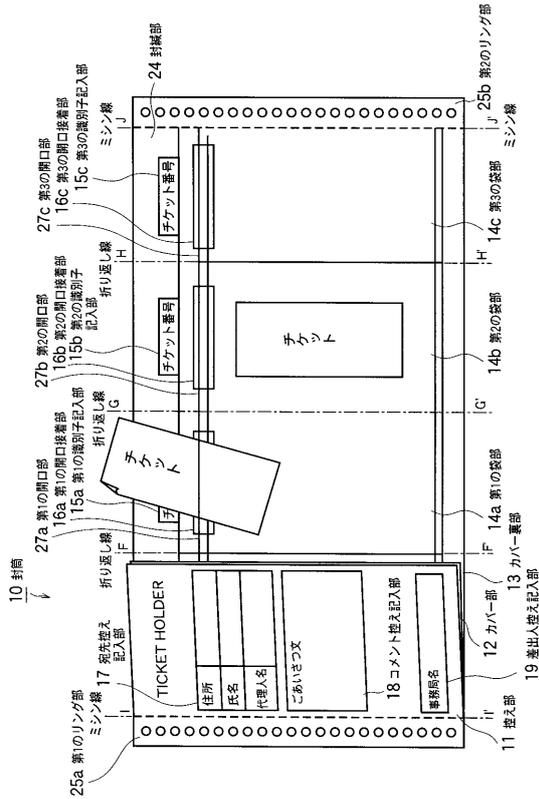
【図3】



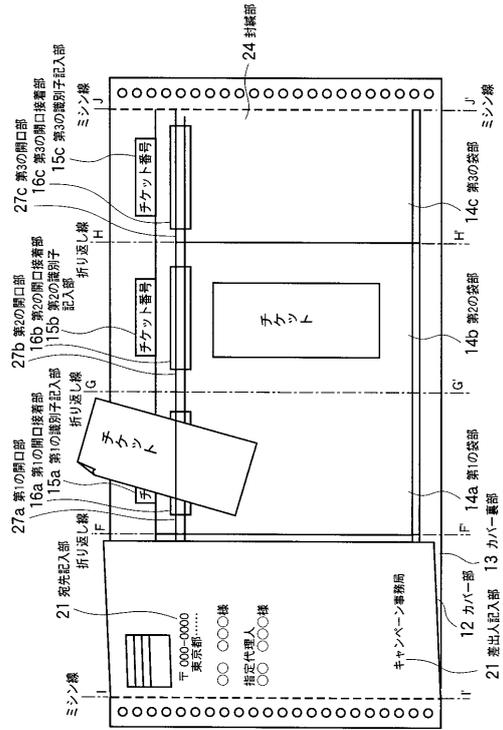
【図4】



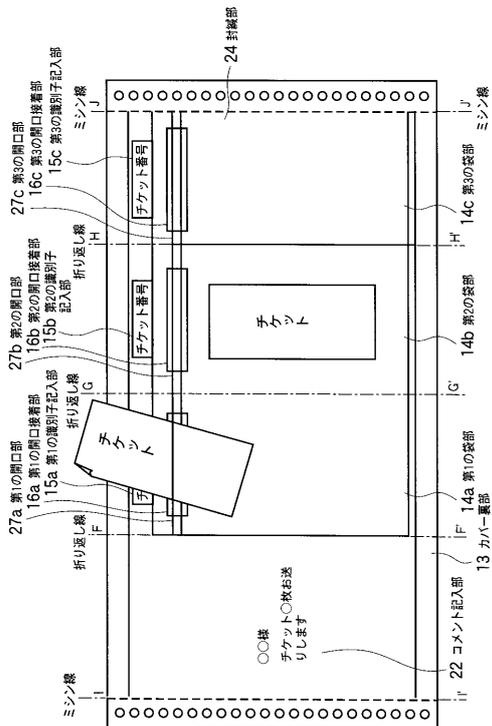
【図5】



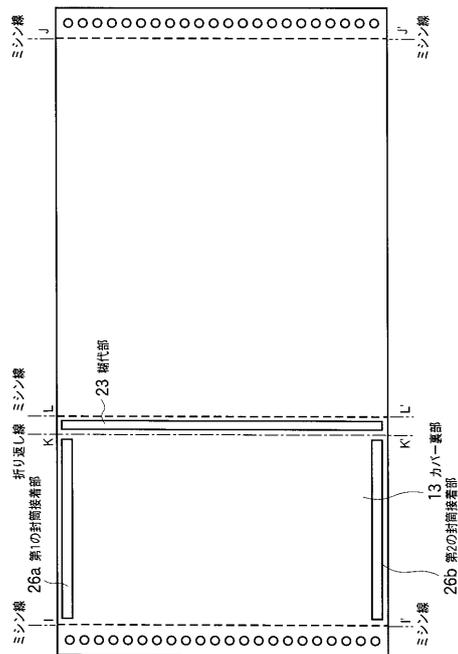
【図6】



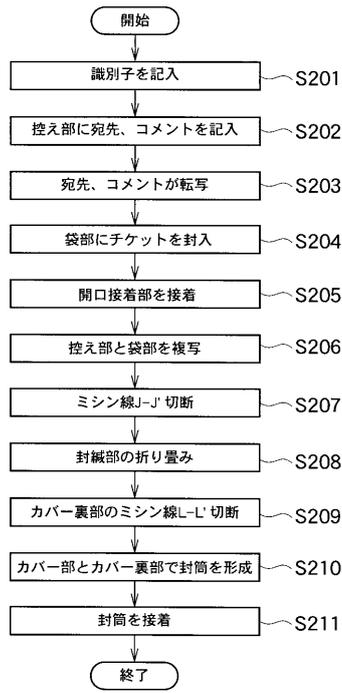
【図7】



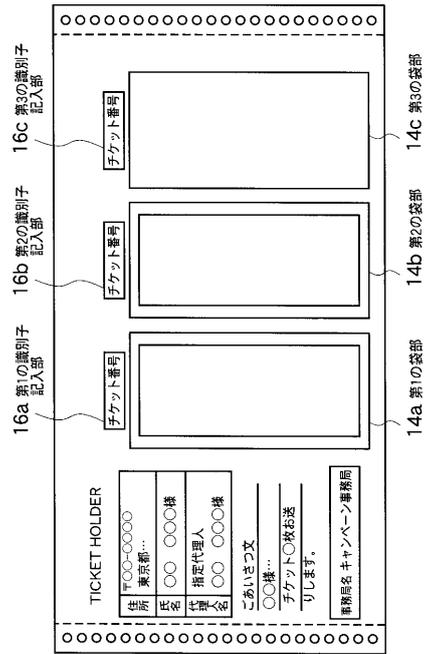
【図8】



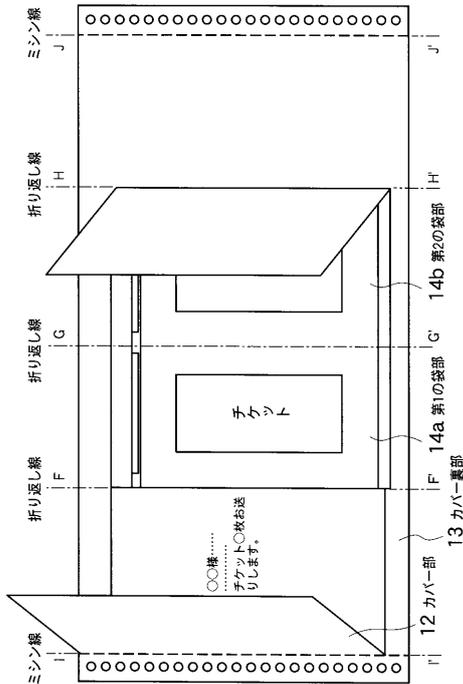
【図9】



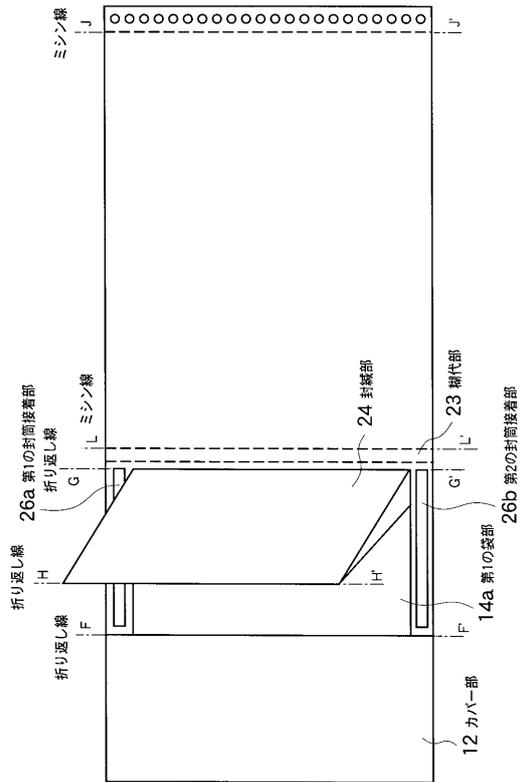
【図10】



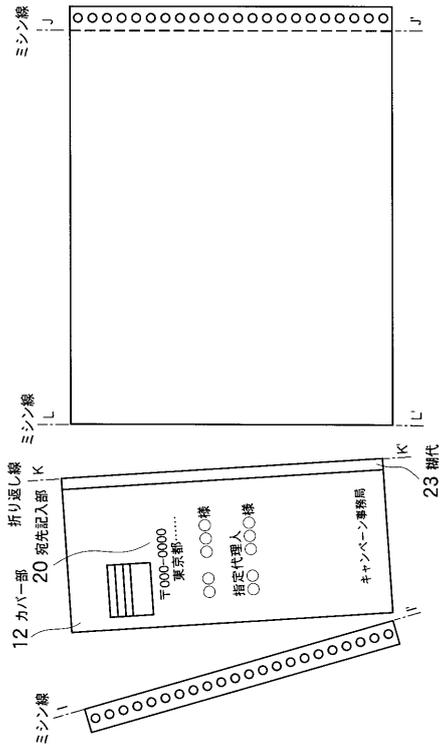
【図11】



【図12】



【 図 13 】



フロントページの続き

(72)発明者 阿部 英隆

東京都中央区築地1 - 8 - 9 電通築地第3ビル 株式会社電通テック内

審査官 石田 宏之

(56)参考文献 特開平10 - 245039 (JP, A)
実開平02 - 105835 (JP, U)
特開平09 - 095070 (JP, A)
実公平07 - 039673 (JP, Y2)
特公昭61 - 044735 (JP, B1)
実公平02 - 042465 (JP, Y2)
特開平10 - 086947 (JP, A)
特公平05 - 002577 (JP, B2)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 27/04

B65D 27/00